

# 人とペットの災害対策ガイドライン

平成 30 年 2 月

環境省

(本文のみ)

# 人とペットの災害対策ガイドライン

## <目次>

### 総説

総説Ⅰ ガイドライン策定の背景及び目的	1
総説Ⅱ ガイドラインの対象と用語の解説	2
総説Ⅲ 災害対応における基本的な視点	7
1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本	7
2. 救護活動の対象となるペットの考え方	7
3. 自治体が行う災害時のペット対策の意義	8
4. 多様な主体の連携と協働	8
5. 広域支援の考え方	9
総説Ⅳ 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況	10
総説Ⅴ 平常時と災害時におけるそれぞれの役割	12
1. 飼い主の役割	12
2. 自治体の役割	13
3. 地方獣医師会の役割	15
4. 民間団体・民間企業等の役割	15
(1) 民間団体	
(2) 民間企業等	
5. 現地動物救護本部等の役割	17
6. 一般財団法人 ペット災害対策推進協会（ペット災対協）の役割	17
7. 国の役割	18

### 本編

本編Ⅰ 本編の位置づけ	20
本編Ⅱ 飼い主への普及啓発	22
1. 平常時の備え	22
(1) 防災対策	22
(2) ペットのしつけと健康管理	23
(3) ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）	24
(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保	25



(4) 一時預かり体制の整備・対応 -----	48
(5) ボランティアの要請と受入れ -----	49
(6) 応急仮設住宅での飼い主支援 -----	49
1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居	
2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携によるペットの飼養方法の決定	
3) ペットの適正飼養の指導	
4) 必要な物資の支援	
5) ボランティアの要請と受入れ	
<b>5. ペットの災害対策活動の終息の考え方 -----</b>	<b>51</b>
<b>本編Ⅳ 災害時のペット支援活動を支えるもの -----</b>	<b>53</b>
<b>1. 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）や広域支援との連携 --</b>	<b>53</b>
<b>2. 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布 -----</b>	<b>55</b>
<b>3. 資金の確保、義援金の募集・配布 -----</b>	<b>55</b>
<b>本編Ⅴ 参考事項 -----</b>	<b>57</b>
<b>1. 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について -----</b>	<b>57</b>
(1) 負傷動物、放浪動物の保護 -----	57
(2) 一時預かり -----	58
(3) 公示と飼い主への返還 -----	58
(4) 譲渡 -----	59
<b>2. 動物収容施設を設置する場合の留意点等について -----</b>	<b>59</b>
(1) 動物救護施設の設置とその状態 -----	59
(2) 動物救護施設の体制整備 -----	60
(3) 収容動物の飼養管理 -----	61
(4) 収容動物の健康管理 -----	61
(5) ボランティアの活用 -----	61
<b>3. 広報・普及啓発 -----</b>	<b>62</b>
(1) 避難住民に対する啓発活動 -----	62
(2) 保護動物に係る情報提供 -----	63
(3) ペット対策活動に関する情報提供 -----	63
(4) 社会に対する活動状況報告 -----	63